

2022(令和4)年7月19日

各所属長 様

デジタル自治推進局次長

補助金等管理シートの昨年度実績の報告について（依頼）

伊賀市補助金等適正化条例では、第6条に基づき補助金等の交付について評価を行い、また第7条に基づき補助事業ごとに年次報告を取り纏め議会へ提出することとしております。

つきましては、別添一覧に取りまとめた補助金等の事業について、「補助金等管理シート」のご提出をお願いいたします。

記

目 的 : 伊賀市補助金等適正化条例第4条に基づき、補助金等の見直しを行うため。

対 象 : 別添対象補助金等一覧のとおり

- ・一覧には昨年度の補助金等管理シートの提出の有無が記載されています。昨年度、補助金等管理シートを提出していない事業についても改めて補助金等の見直し対象でないかを確認するためにシートの提出をお願いいたします。
- ・委託料であっても、補助金的な性質を含むものは見直し対象ですのでご注意ください。
- ・法令または条例において市が交付する対象、額及び方法のいずれもが定められている等の理由で見直し対象外の補助金等であっても、管理シートにおいてそのことを把握する必要がありますので管理シートの提出をお願いします。
- ・補正等で一覧にない補助等を行った場合も作成をお願いします。
- ・昨年度事業実施のなかったものも作成の対象です。

提出書類 : ○補助金等管理シート **※必須**

- ・昨年度の内容が「公開更新キャビネット」⇒「デジタル自治推進局」⇒「☆補助金管理シート」内にありますので、参考のうえシートを作成してください。
- ・作成にあたっては、「補助金管理シートマニュアル」を参考にして下さい。

○補助事業等実績報告書の写し **※法令または条例等で交付が定められている事業は提出不要。**

- ・補助事業等の実績が明らかになる書類および決算書又はこれに代わるべき書類を提出してください。交付先が複数になる場合はそれぞれの内訳が分かるものをご提出ください。
成果物についての提出は求めませんが、必要に応じて確認させていただくことがあります。
- ・補助事業等実績報告書がない場合、支出の根拠となった資料についてご提出ください。

●提出書類確認表

対象補助金等一覧表の細節		提出書類
補助金	法令・条例等で交付内容が決められて <u>いない</u> もの	○補助金等管理シート（エクセル） ○補助事業等実績報告書（PDF）
	法令・条例等で交付内容が決められて <u>いる</u> もの	○補助金等管理シート（エクセル）
交付金 助成金 委託料		○補助金等管理シート（エクセル） ○実績報告書（PDF） または 支出の根拠となった資料（PDF）

提出方法 : logo フォームで提出

URL : <https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/KPw2/121744>

- ・添付ファイル名は「【〇〇課】補助金等管理シート」「【〇〇課】補助事業等実績報告書」としてください。
- ・「補助事業等実績報告書」を添付する場合はPDFでご提出ください。PDF化できない場合には原本の写しを直接ご提出ください。

提出期限 : 2022(令和4)年7月29日(金) 17時

その他 : 今後のスケジュール

- ・伊賀市補助金等適正化条例第7条に基づき、「補助金等年次報告書」（令和3年度決算額）を議会へ提出（8月下旬）
- ・事務事業レビュー（9月から10月上旬 対象事業の通知は8月中旬を予定）
※今回提出いただく補助金管理シートおよび事務事業評価シートの内容を精査し、約30事業を今年度実施予定の事務事業レビュー（見直し）の対象として選定します。
- ・伊賀市補助金等適正化条例第5条に基づき、「補助金等交付予定一覧」（令和5年度当初予算額）を議会へ提出（2月上旬）

事務担当：デジタル自治推進局 行政改革推進係
岡井、大山、大澤 電話 22-9622（内線 2735）

各 所 属 長 様

デジタル自治推進局長

公共的団体への支援状況調査について（照会）

各種の公共的団体が行う公益的な活動は、さまざまな場面で行政の事業を補完する大きな役割を担っていますが、行政や団体を取り巻く社会経済情勢の変化や公的関与の必要性などを考えたとき、公共性や公益性の観点から市が関与すべきかどうか、市が関与する必要がある場合であっても、効率性や経済性の観点から成果を挙げているかどうかについて、十分検証し、市関与のあり方を明確にすることにより、適切な人的支援や財政支出を行っていかねばなりません。

本来、独立した経営主体である公共的団体は、民間事業者と同様に、経営的視点から自ら積極的に改革・改善に取り組み、自主・自立した経営基盤を確立すべきであるところ、一部の団体については、行政主導で設置された経緯等から当該団体が自主的・自発的に行うべき活動を市職員が事務局として運営している状況があり、団体の自主性や発展の可能性を阻害しているほか、他の民間団体との間に不公平が生じています。

また、特定の個人が団体の会計を取り扱うことで権限が集中する結果、内部統制が働かない危険性も高くなっています。

つきましては、補助金等の調べは別途実施しておりますが、伊賀市の公共的団体活動支援に関して、公共的団体と伊賀市との関わり方を確認し、それぞれの立場・役割を明確にすることにより対等な関係での協働を実現するため、標題の調査を実施いたします。なお、この回答結果は当市が本年度実施する「事務事業レビュー（見直し）」の事業選定に活用させていただきますことを申し添えいたします。

業務ご多忙のことと存じますが、期日までに必ずご回答をお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和 4 年 8 月 1 9 日（金）【厳守】
- 2 対象団体 活動や運営を補助する公共的団体（事務局事務実施の有無を問わない）
- 3 回答方法 logo フォームより提出
URL: <https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/KPw2/120283>
- 4 その他 提出いただいたシートの内容について、聴き取りをさせていただく場合があります。

公共的団体に関する考え方

1 公共的団体の定義

本調査における「公共的団体」とは、地方自治法第157条の公共的団体等と同義で、農業協同組合、森林組合、漁業組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、保育園、赤十字社、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年会、婦人会、文化協会、体育協会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人・私法人を問わないものとされています。

また、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所がほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共的団体の区域内において行われているというものも含まれると解されています。

なお、本調査には、附属機関、公社、事業団、第3セクター及び伊賀市が任意に加入している任意の協議会等は含みません。

2 公共的団体等の監督

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

【解説】

「公共的団体等の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいう（逐次地方自治法）のであって、公共的団体の内部組織（たとえば、役員を選任行為）には及ばないと解される。

【解説】

「総合調整を図るため、これを指揮監督する」とは、これら公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協調を保つためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。

事務事業レビュー日程

実施日	会場	対象事業
9月5日(月)	406会議室	8月26日に通知予定
9月7日(水)	406会議室	
9月21日(水)	406会議室	
9月27日(火)	202会議室	
10月3日(月)	202会議室	
10月4日(火)	202会議室	

※各日10時から16時の間で実施予定

※一日あたり6から7事業が対象となり、各事業30分程度のヒアリングを想定しております

(参考) 事務事業レビューの実施フロー

